

(仮称) 障害者の意思疎通に関する条例の検討について

共生社会を実現するには、聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することが必要なことから、「(仮称) 障害者の意思疎通に関する条例」について検討する。

1 (仮称) 障害者の意思疎通に関する条例に関する動向等について

資料 4 - 2 のとおり

2 検討体制

- (1) 練馬区障害者地域自立支援協議会において、条例案の内容や関連事業について検討
- (2) 様々な方から意見を聴くため、「(仮称) 意思疎通条例検討部会」を設置
- (3) 障害者団体等の意見を聴き検討の参考とするため、団体ヒアリングを実施